

果樹の管理・収穫作業における労働者派遣法に基づく 派遣期間の制限に係る規制緩和について

1 日雇派遣（労働契約の期間が30日以内）の禁止の理由

日雇派遣については、次の事由により平成24年10月1日に労働者派遣法が改正され禁止された。

- ・派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因となっていたこと
- ・中長期にわたる安定雇用を確保すること。

2 規制緩和の提案内容

・作業が短期間に集中する果樹作業において、必要な労働力確保を可能とするため。派遣業者を通じた雇用を短期間（20日程度）でも可能とするよう雇用期間に関する要件の緩和。

（例：さくらんぼの作業では、収穫・調整・出荷となる6月中旬から6月下旬の20日程度が雇用労働力が必要となる期間である）



3 規制緩和された場合の効果

・現場（主産地 JA）から派遣会社と連携した労働力確保を行いたいとの声が上がっており、労働力不足解消に向けたきっかけとなる。

⇒生産量の確保につながる



<参考資料>

労働力不足の現状（労働力が不足した H26 のアンケート結果 調査数 361）

①募集方法

- ・毎年同じ人 54% ・親戚等 32% ・JA やシルバー人材センター8%
- ・ハローワーク 4%

※生産者は熟練者を望むため依頼先は固定化。経営規模が大きいほど求人による募集が多くなる。

②確保状況

- ・十分確保できた 53% ・手を尽くして確保した 33% ・確保できなかった 14%
- ※14%が十分に確保できなかった。また、経営規模が大きくなるほど確保が難しかった。

③最も不足した作業

- ・収穫 32% ・調整、箱詰め 26% ・葉摘み 17% ・雨よけ被覆 13% ・摘果 12%
- ※収穫と調整、箱詰め作業で不足の割合が高かった。